

### 【3】 原始仏教聖典に記された雨安居地による後世の雨安居地伝承の検証

[0] 以上【1】において後世の雨安居地伝承を紹介し、【2】において原始仏教聖典に記された雨安居地を紹介した。【2】においては資料をかなり乱雑に示さざるを得なかったのでここで少し整理しておきたい。およそ年次を示す雨安居地伝承が示す順に雨安居地を取り上げ、原始仏教聖典中に見られる雨安居地の記述との一致・不一致を見ていく。

以下に行う考察は本来原始仏教聖典中の雨安居地についてパーリ・漢訳資料の対応関係を厳密に調査した上で雨安居地伝承の形成史の問題を絡めながら扱うべき事柄を含むが、それは後に別の論文で本格的に扱うつもりである。ご了承願いたい。

なおここでは『十二遊経』を除外する。これは必ずしも雨安居地の伝承ではないからである。

- [1] Bārāṇasī Isipatana
- [2] Rājagaha
- [3] Vesālī
- [4] Maṅkulapabbata
- [5] Tāvatisambhavana
- [6] Bhagga Suṃsumāragira Bhesakaḷāvana
- [7] Kosambī
- [8] Pārileyyaka
- [9] Nālā brāhmaṇagāma
- [10] Verañjā
- [11] Cāliyapabbata
- [12] Jetavana
- [13] Kapilavatthu
- [14] Āḷavī
- [15] Pubbārāma Migāramātupāsāda
- [16] Beluvagāmaka

#### [1] Bārāṇasī Isipatana

全ての雨安居地伝承が第1年目の雨安居地をバーラーナシーにおいている。回数のみを示す伝承も1回をここに数えており、そこでも意図されているのは初回であると考えられる。

[1-2] 釈尊がバーラーナシーで雨安居を過ごされたことを記す原始仏教聖典中の資料は、先に【2】の[3-1]で紹介した。1)の“Vinaya” ‘Mahākhandhaka’に見られるバーラーナシー・イシバタナ・鹿野苑における初転法輪の後に釈尊がその地で雨安居を過ごされたとする伝承が、雨安居地伝承の根拠になっているのであろう。

[1-3] しかし、2)の『十誦律』「医薬法」(大正23 p.185下)は「人肉を食べてはいけない」という戒が制定された時の記述であるから第1年目の記事とは考えられない。雨安居地伝承はバーラーナシーでの雨安居を1回のみとするので、この『十誦律』の記述とは

齟齬をきたしている。また【2】の[3-2] -1) 『十誦律』「臥具法」(大正23 p.248上)はただ「迦尸國」としてバーラーナシーに限定しないが、これも六群比丘が出てくる記述であるので第1年目のこととは考えられない。それ故バーラーナシー以外にはカーシ国内の雨安居地を挙げていない雨安居地伝承とは調和しない。

## [2] Rājagaha

雨安居地伝承は釈尊が王舎城で5回乃至6回の雨安居を過ごされたとする。Bigandetだけは、後半の23回を祇園精舎か竹林精舎で過ごされたとするので王舎城での雨安居の正確な回数には知られない。年次を示す伝承は、釈尊の王舎城での雨安居を初期については第2～4年に、中期については伝承によってばらつきがあるものの第18～20年あたりにおく。

[2-1] 第2～4年の初期の連続の王舎城での雨安居は、王舎城・竹林精舎が釈尊の初期の教化活動の拠点とされたことに由来するのであろう。そのような伝承には例えば“Vinaya” ‘Mahākhanda’があり、そこでは釈尊が初転法輪の後にイシパタナで雨安居を過ごしてからウルヴェラーに赴いて三迦葉と1000人の弟子を教化した後、王舎城でピンピサーラ王を入信させて竹林精舎の寄進を受け、舍利弗・目連に具足戒を与えたということになっている。

既に【2】の[5-2]、[5-3]、[5-4]に紹介した原始仏教聖典に記された王舎城における雨安居の記事には、特にそれが釈尊の遊行教化の初期のことであったことが明記されているものはほとんどない。【2】の[5-3]に紹介した王舎城の杖林山中靈塔の処での雨安居を伝える『仏説頻婆娑羅王經』の記事のみは、既に【1】- [4-9]で紹介したものと同様にピンピサーラ王が入信した時のことを伝えるものであるから、釈尊の遊行の初期に位置づけられるべきものである。しかし年次を示す雨安居地伝承は第2～4年の王舎城での雨安居を‘Veḷuvana’または「靈鷲山」に限定しており、「杖林」とするこの記事とは相容れない。

[2-2] 『僧伽羅刹所集經』は第2～4年を竹林精舎ではなく「靈鷲頂山」とする。原始仏教聖典中の靈鷲山での雨安居を記すと解し得る資料を【2】の[5-2]に示したが、辛うじて1件である。釈尊が3年連続でこの地で雨安居を過ごされたならば、もっと資料の数が多くともよいと思われる。

## [3] Vesāli

年次を示す雨安居地伝承はヴェサーリーを第5年におく。回数のみを示す伝承でも1回をここに数えている。

[3-1] ヴェサーリーを雨安居地とする原始仏教聖典は【2】の[10-1]で紹介した。全ての雨安居地伝承はヴェサーリーでの雨安居を1回のみとするのであるが、資料の数からすれば釈尊は生涯中に何度かの雨安居をここで過ごされたようにも考えられる。

[3-2] また年次を示す伝承がヴェサーリーを第5年目におく根拠は不明である。少なくとも【2】の[10-1] -1)に挙げた『増一阿含經』038-011(大正02 p.725)が釈尊のヴェサーリーでの雨安居を示すとすれば、この時阿闍世が既に王であったことが記

されているので第5年目ではありえず<sup>(1)</sup>、この『増一阿含経』の伝承と雨安居地伝承とは一致しないことになる。

“Vinaya” ‘Pārājika 004’ (vol. III p.087)、『四分律』「波羅夷004」(大正22 p.577中)、『五分律』「波羅夷004」(大正22 p.009上)が第4波羅夷の因縁をヴェーサーリーでの雨安居の時とすることも雨安居地伝承と齟齬している。雨安居地伝承にしたがえば第4波羅夷の因縁となる事件が第5年に起きたことになる<sup>(2)</sup>が、“Vinaya” ‘Pārājika 001’ (vol. III p.001)と『四分律』「波羅夷001」(大正22 p.568下)と『五分律』「波羅夷001」(大正22 p.001上)を見るに最初の戒(第1波羅夷・姪戒)の制定は釈尊がヴェーランジャーで雨安居を過ごされた後のことである。雨安居地伝承ではヴェーランジャーでの雨安居は第12年におかれている。

(1) 我々は現段階では阿闍世王の即位年代を釈尊72歳の時と推定している(本「モノグラフ」第1号 pp.058~067)。Bigandetでは阿闍世王の即位年は釈尊成道後第37年とされている。

(2) 因みに『僧祇律』「波羅夷004」(大正22 p.257下)によれば、【2】の[4-3]-27)に紹介したように第4波羅夷の因縁は釈尊が舍衛城で雨安居されていた時に起きたと考えられ、またここには戒の制定の日時が「成仏六年。冬分第四半月十三日」と明記されている。

#### [4] Maṅkulapabbata

原始仏教聖典中には釈尊がここで雨安居を過ごされたという記述がない。よって【4】において検討する。

#### [5] Tāvatisabhadhavana

釈尊が天界に昇って3ヶ月を過ごされる間に仏母マーヤーに説法するという伝説は有名であり、雨安居地伝承もみな一致して1回の天界での雨安居を数える。しかしパーリの原始仏教聖典にこの伝説は全く記されておらず、漢訳の【2】の[9]に紹介した『雑阿含経』506(大正02 p.134上)だけに見出される。他に『雑阿含経』604(大正02 p.161中)の中に賓頭盧が阿育王に如来が天上に在って夏坐を結したことを語る場面がある<sup>(1)</sup>が、阿育(アショーカ)王が登場する資料である。

(1) (大正02 p.169下)「……又復。如来在天上與母説法時。我亦在於中。與母説法竟。將諸天衆從天上来。下僧迦奢国。時我見此二事。天人受福樂。優波羅比丘尼化作轉輪聖王。將無量眷屬乘空而來。詣世尊所。我亦見此。而説偈言 如来在天上 於彼結夏坐 我亦在於中 牟尼之眷屬」

#### [6] Bhagga Suṃsumāragira Bhesakaḷāvana

パーリ・アッタカターの雨安居地伝承はバグガ国・スンスマーラギラ・ベーサカラー林を第8年目に挙げる。『僧伽羅刹所集経』が第8年目に挙げる「鬼神界」はベーサカラーに対応すると考えられるが、その場合パーリ・アッタカターはここでの雨安居を1回だけ数えるに対し『僧伽羅刹所集経』は7回を数え、回数に関しては全く対応しない。『八大靈塔名号経』の「尸輪那」と「毘沙林」、プトンの‘byis pa gsod’と‘sman gyi nags’は合計で5回になり、これらがパーリの‘Suṃsumāragira’と‘Bhesakaḷāvana’に対応するという推測が正しければ、やはり回数は一致しない。

[2] の [2] に紹介したように、AN.008-003-030と『中阿含経』074「八念経」のみが釈尊のバग्ガ国・スンスマーラギラ・ベーサカラール林・鹿野苑での雨安居を示す資料として見なし得る。そこではバग्ガ国・スンスマーラギラ・ベーサカラール林・鹿野苑におられた釈尊がチェーティ国のパーチーナヴァンサダーヤにいたアヌルッダのもとに瞬時にやってきて、次の雨安居をチェーティ国のパーチーナヴァンサダーヤで過ごすように指示してからスンスマーラギラに戻られる。アヌルッダがチェーティ国で雨安居に入るまで釈尊がスンスマーラギラに留まっていたと考えれば、そのままスンスマーラギラで雨安居を過ごされたことになる。しかしこれが第8年目におかれる根拠はない。

[6-1] ところで、このバग्ガ国・スンスマーラギラ・ベーサカラール林・鹿野苑は現在の何処に比定されるであろうか。バग्ガ国・スンスマーラギラ・ベーサカラール林・鹿野苑 (Bhagga Suṃsumāragira Bhesakalāvana migadāya) という形でこの地を示す資料は数多くある。MN.015 ‘Anumāna-s.’ (vol. I p.095)、MN.050 ‘Māratājaniya-s.’ (vol. I p.332)、MN.085 ‘Bodhirājakumāra-s.’ (vol. II p.091)、SN.022-001 (vol. III p.001)、SN.035-131 (vol. IV p.116)、AN.004-006-055 (vol. II p.061)、AN.004-006-056 (vol. II p.062)、AN.006-002-016 (vol. III p.295)、AN.007-006-058 (vol. IV p.085)、AN.008-005-048 (vol. IV p.268)、“Vinaya” ‘Khuddakavatthukkhanda’ (vol. II p.127)、“Vinaya” ‘Pācittiya 056’ (vol. IV p.115)、“Vinaya” ‘Sekhiya 055’ (vol. IV p.198)、“Vinaya” ‘Sekhiya 056’ (vol. IV p.199) 等である。サンスクリット語資料としては“Divyāvadāna” (Cowell p.182) があり ‘Bhargha Śūsumāragiri Bhīṣaṇikāvana mṛgadāva’ とする。

『中阿含経』074「八念経」(大正01 p.540下)、『中阿含経』087「穢品経」(大正01 p.566上)、『中阿含経』131「降魔経」(大正01 p.620中)では「婆奇瘦・毘山・怖林・鹿野園」とされ、『中阿含経』083「長老上尊睡眠経」(大正01 p.559中)では「婆耆瘦(以下同じ)」とされ、『雑阿含経』107(大正02 p.033上)では「婆祇國・設首婆羅山・鹿野深林」とされ、『雑阿含経』535(大正02 p.139上)では「跋祇聚落・失収摩羅山・恐怖稠林・禽獸之處」とされ、『増一阿含経』013-004(大正02 p.573上)では「跋祇國・尸牧摩羅山・鬼林・鹿園」とされ、『四分律』「衣捷度」(大正22 p.857中)では「跋耆國・失守摩羅山・恐怖林・鹿野苑」とされ、『五分律』「衆学051」(大正22 p.074中)では「波伽國・首摩羅山・恐怖林」とされ、『十誦律』「雜法」(大正23 p.271下)では「波伽國・失守羅・毘師藍蜜伽藍」とされて、諸伝よく一致する。『根本有部律』は訳例が不揃いであり、「僧伽伐尸沙010」(大正23 p.701中)では「江菴山・恐怖林」とされ、「破僧事」(大正24 p.169上)では「揭伽國・膠魚山・恐怖鹿林」とされている。完全な例外としては『根本有部律』「波逸底迦079」(大正23 p.857上)の「橋閃毘(コーサンビー)・失収摩羅山」がある<sup>(1)</sup>。

(1) 漢訳は明らかに名の末尾を ‘-giri’ (山) として理解しているが、パーリ語テキストでは処格が ‘Suṃsumāragire’ とされ、‘-girismiṃ’ ‘-girimhi’ と示されることはない。しかし梵文では処格が ‘Śūsumāragirau’ とされるから末尾の語形は ‘-giri’ である。漢訳は ‘Śūsumāragiri’ という語形を推測させる。

[6-2] MN.085 ‘Bodhirājakumāra-s.’ (菩提王子経 vol. II p.091) によれば、釈尊

がバグガ国のスンスマーラギラに住されていた時にそこにボーディ王子のコーカナダという名の宮殿が建設され、またボーディ王子の母は王子をコーサンビーで産んだ。同様の記事は“Vinaya” ‘Khuddakavatthukkhandhaka’ (vol. II p.127) や『五分律』「衆学051」(大正22 p.074中)、『十誦律』「雑法」(大正23 p.271下) にも見える。“Vinaya” ‘Sekhiya 055’ (vol. IV p.198)、“Vinaya” ‘Sekhiya 056’ (vol. IV p.199) はこのコーカナダという名の宮殿が舞台である。また“Jātaka” 353 ‘Dhonasākha-j.’ (vol. III p.157) によればボーディ王子の父はコーサンビーのウデーナ王である。

このようにバグガ国はコーサンビーと関係が深いので、おそらくその近辺にあった国と推測される。

[6-3] その他バグガ国の位置を推測せしめる資料を調査してみると次のようなものがある。“Vinaya” ‘Khuddakavatthukkhandhaka’ (vol. II p.127) には「世尊は随意の間ヴェーサーリーに住された後にバグガ国に向かって遊行され、スンスマーラギラ・ペーサカラール・鹿野苑に住された。それはボーディ王子がコーカナダという堂を建設して間もない頃で、まだ誰も堂の中に入ったことがなかった。そこで王子はサンジカープッタ (Saṅjikāputta) に命じて釈尊を招待し布を敷いて待ったが、釈尊は阿難を顧みられて布を踏まなかった」とある。

また“Vinaya” ‘Khuddakavatthukkhandhaka’ (vol. II p.129) には「世尊は随意の間バグガ国に住された後に舎衛城に向かわれて祇園精舎に住された」とある。

そして既に述べたように、AN.008-003-030 (vol. IV p.228) では「釈尊がバグガ国からチーティ国に居るアヌルッダのもとに来る」。

これらにはヴェーサーリー、舎衛城、チーティが言及され、さらにコーサンビーも考え合わせて、バグガはこの4者の中間に位置すると考えて差し支えないであろう。もしそれが許されるとするならば、バグガはコーサンビーから真北に北上して舎衛城に至る中間、今のガーガラ河の中流あたりにあったのではないであろうか。

[6-4] もとより以上は推測に過ぎないが、Malalasekeraは「ヴェーサーリーとサーヴァッティーの間」(p.345) とする。これも推測の域を出ないであろうが、当たらずとも遠からずというところであろう。

## [7] Kosambī

第9年目のコーサンビーはヴァンサ国の首都で破僧事件の起きた土地として有名である。釈尊がコーサンビーで雨安居されたと解釈され得るものを【2】の[11]に紹介したが、破僧との関係で雨安居に言及するものはない。

コーサンビーはヴァンサ国の首都であって、ガンジス河とヤムナー河に挟まれたヤムナー河沿いに遺跡が発掘されている。

## [8] Pārileyyaka及び「枝提山」

南伝の雨安居地伝承は釈尊の第10年目の雨安居の地としてパーリレヤカを挙げている。一方、北伝の伝承（『僧伽羅利所集経』、『八大霊塔名号経』、プトン）は名に‘cetiya’または‘caitya’を冠する山を挙げる。

[8-1] 釈尊がパーリレツヤカにおいて雨安居を過ごされたと解し得る原始仏教聖典資料は【2】の[7]に紹介した『僧祇律』「単提041」（大正22 p.363中）の1件のみであり、釈尊が舎衛城での人々からの供養をうとましく思われて独りでパーリレツヤカ（波利耶）に赴かれ、娑羅林賢樹下で象の供養を受けつつ3ヶ月を過ごされたとする。

[8-2] 釈尊が独りでパーリレツヤカに赴かれるという記述は種々のヴァリエーションで散見される。それらに共通していることは、釈尊が侍者を伴わずに独りでパーリレツヤカに滞在することである。

経ではSN. 022-081 (vol. III p.194)、“Udāna” (p.41)、『雑阿含経』057 (大正02 p.013下)、『中阿含経』072「長寿王本起経」（大正01 p.532下）がある。

SN.の記述は簡単に紹介すると、釈尊がコーサンビーのゴーシタ園におられた時に侍者にも告げず比丘たちにも知らせずたった独りで供もなく出て行って、パーリレツヤカに至りバツダサーラ樹の下 (Bhaddhasālamūla) に止まった。一比丘がアーナンダのところに来てそのことを知らせると、アーナンダはそのような時には世尊は独りでいようとされているのだから誰もついて行かないようにと告げる。その後多くの比丘が来て世尊の説法を聞くことを望んだので、アーナンダは彼らを連れてパーリレツヤカに行き釈尊の説法を聞くというものである。象は登場せず滞在期間は示されていない。

“Udāna”では、コーサンビーのゴーシタ園におられた釈尊が比丘・比丘尼・優婆塞・優婆夷等によって乱されて不快に感じ、独りになりたいと考えてパーリレツヤカに赴き、ラッキタヴァナサンダ (Rakkhitavanasaṇḍa) のバツダサーラ樹の下に止まってそこで象の供養を受ける。滞在期間は示されていない。

『雑阿含経』は全体的にはSN.の記述に近い。しかし釈尊がコーサンビーではなく祇園精舎におられた時のこととし、釈尊が出向いた先を「半闍国波陀聚落、人所守護林中の跋陀薩羅樹下」とする点で異なる。象は登場せず滞在期間も示されない。

『中阿含経』は以下に紹介する諸律の記事と一致するものであるが、拘舎弥の諸比丘が共に鬪諍し、釈尊は長寿王の物語を説いた後に娑羅樓羅村において婆咎釈家子に会い、そこから護寺林に至って賢娑羅樹のところで大象に会い、それから般那蔓闍寺林に至って三族姓子、すなわち阿那律陀、難提、金毘羅に会う。ただしここでは釈尊が象に会うのが「護寺林 (=ラッキタヴァナサンダ)」においてであり、ここは上の“Udāna”の記述からもパーリレツヤカ内の地であることが知られるのであるが、パーリレツヤカに対応する語は訳されていない。

なおこの『中阿含経』の記述に近いものとして『増一阿含経』024-008 (大正02 p.626中)があるが、ここでは釈尊が拘深城・瞿師羅園におられた時に比丘が恒に鬪訟を好んでいたので長寿王の物語を語って争いを鎮めようとしたが、比丘たちに聞き分けがなかったため、跋耆国に行き阿那律、難提、金毘羅に会うというもので、パーリレツヤカに対応する場面がない。

[8-3] 律では“Vinaya” ‘Kosambakkhandhaka’ (vol. I p.337)、『五分律』「羯磨法下」（大正22 p.158下）があり、コーサンビーで破僧が起きてそれを調停できなかった釈尊がパーリレツヤカに赴かれてそこで象の供養を受ける。全体的に上の『中阿含経』

の記事と近い。なお『四分律』「拘睺弥捷度」（大正22 p.879中）と“Mūlasarvāstivāda-vinaya”の‘Kosāmbakavastu’<sup>(1)</sup>では、釈尊がカウシャーンビーから舎衛城に赴かれるのでパーリレツヤカに対応する地は挙げられていない。

パーリの“Vinaya”では、釈尊がコーサンビー（Kosambī）のゴーシタ園におられた時に破僧が起り、釈尊は長寿王の物語を語った後にバーラカローナカーラ村（Bālakaloṇakāragāma）においてバグ比丘に会い、それからパーチーナヴァンサダーヤ（Pācīnavamsadāya）に赴いてアヌルツダ、ナンディヤ、キンピラの3人に会い、そしてパーリレツヤカ（Pārileyyaka）のラッキタヴァナサンダのバツダサーラ（Rakkhitavanasaṇḍa Bhaddasāla）樹下に住して他の諸象に悩まされた象の奉仕を受ける。随意の間そこに住してから舎衛城に赴かれ、舎衛城の祇園精舎におられる時に反省したコーサンビーの比丘たちがやってくる。『中阿含経』の記述と比較した場合、釈尊の赴かれる場所の順番に違いがある。

『五分律』では、釈尊は長生王の物語を説いた後に拘舍弥から波羅聚落・跋陀羅樹下に赴いて象の供養を受け、それから舎衛城・祇洹精舎に赴かれる。

以上が釈尊がパーリレツヤカに赴いたことを記述する原始仏教聖典資料であるが、『僧祇律』「単提041」が「三月」とするほか釈尊のパーリレツヤカにおける滞在期間を示すものがなく、“Vinaya”が「随意の間（yathābhirantaṃ）」とするのみである。

(1) *Gilgit Manuscripts* ed. by Nalinaksha Dutt, vol. III, part 2, First edition, Srinagar, 1942, Second edition, Delhi, 1984, p.173.

[8-4] しかしパーリの注釈文献を見ると釈尊のパーリレツヤカでの滞在期間が記されている。

“Jātaka” 428 ‘Kosambī-j.’ (vol. III p.486) は、律の「コーサンビー捷度」の記述の略説であるとした上で、トイレでの手洗いの水の使用法をめぐる諍い<sup>(1)</sup>をきっかけにした破僧から説き起こす。釈尊はそれを和解させようとして長寿王の物語を説き、それを聞かなかった比丘たちのもとを去ってバーラカローナカーラ村でバグに会い、それから3人の良家の息子（アヌルツダ等の名を出さず）のところに行き、パーリレツヤカに3ヶ月間住してからコーサンビーに帰らずに舎衛城に赴かれる。

“Dhammapada-aṭṭhakathā” (vol. I p.053) では、上に紹介した“Jātaka”の記述と同様にトイレの水の扱い方をきっかけに僧伽に争いが生じて、釈尊は長寿王の物語を説き、それからバーラカローナカーラ村でバグに会い、パーチーナヴァンサダーヤに赴かれて3人の良家の息子に会い、そしてパーリレツヤカ近くのラッキタヴァナサンダで「パーリレツヤカ」という名の象に仕えられながら（象の他に、釈尊に蜂蜜を献上した猿が木から落ちて死に天界に生まれる挿話あり）雨安居を過ごされる。

釈尊が<sup>(2)</sup>象に仕えられていることがジャンプ洲全土に知れ渡り、サーヴァッティの給孤独やヴィサーカー等が釈尊にお会いしたい旨をアーナンダに伝える。同様に雨期を過ごし終わった500人の比丘がアーナンダの所にやってきて釈尊の説法を聞くことを望み、アーナンダは比丘たちを連れて釈尊のところに行き、「如来は3ヶ月の間独りで住しておられたのだからこんな大勢でおしかけてはいけない」と考えて比丘たちを押し止めて一人釈尊に近づく。釈尊に仕えていたパーリレツヤカ象はアーナンダを遮ろうとするが、釈尊に言われるままアーナンダを迎え入れる。アーナンダは釈尊の許可を得てから他の比丘たちも近くに寄せ、

比丘たちが釈尊に「3ヶ月間お一人だったのだからさぞかしお困りだったでしょう」と申し上げると、釈尊は「パーリレツヤカのような供があれば一人でも快適であり、仮令そのような供がなくても独りで住する方が良い」と応えて“Dhammapada” vs. 328~330を説かれる。

釈尊はその後に祇園精舎へ向かうが、別れに際して象は悲しみのあまり死んで天界に再生し「パーリレツヤカ」という名の神になる。祇園精舎におられる釈尊のところにコーサンビーの比丘たちがやってきて謝罪し、釈尊は彼らを許して再び「コーサンビー・ジャータカ」(Devakosambika-jātaka) (すなわち長寿王の物語) を語り“Dhammapada” v. 6を説かれる。

以上が“Dhammapada-aṭṭhakathā”の記述であるが、ここではパーリレツヤカは地名であると同時に象の名、そしてそれが死後に神になった時の名ともされている。注意すべきことは、釈尊がパーリレツヤカにおいて雨安居を過ごされたことが明記されていることである。

以上に紹介した資料から、釈尊がパーリレツヤカで雨安居を過ごしたという伝承が後世になってから固まってきたのではないかと考えられる。

- (1) トイレでの水の使用法に関する諍いをコーサンビーにおける破僧の原因とするのは、ここに挙げたものの他に“Samantapāsādikā” (vol.V p.1148)、『善見律毘婆沙』(大正24 p. 796中)、それに“Mūlasarvāstivādinaya” ‘Kośāmbakavastu’ (*Gilgit Manuscripts* ed. by Nalinaksha Dutt, vol.III, part 2, p.173)がある。パーリと『善見律毘婆沙』ではトイレから出る時に水器に水を残しておいた比丘が罪にされたことから諍いが生じるが、“Mūlasarvāstivādinaya”では逆転して水を満たしておかなかった比丘が罪にされている。

- (2) 以下の記事は“Dhammapada-aṭṭhakathā” (vol.IV p.026)にも見られる。

[8-5] 次に『僧伽羅刹所集經』が挙げる「枝提山」とパーリレツヤカとの関係を見ていくが、その前にまずパーリレツヤカが何処にあったのかを吟味しておく。

パーリレツヤカは一般にコーサンビーの近くにあったと考えられている(例えばMalalasekera)。上に挙げたような資料で釈尊がコーサンビーから侍者もなしに独りでパーリレツヤカに向かわれるので、パーリレツヤカがコーサンビーの近くにある印象を与えるのである。

しかし『僧祇律』では「波利耶娑羅林賢樹下」が憍薩羅国内の地とされ、『雑阿含經』では「舍衛城から西方に行った半闍(パンチャーラ?)国・波陀聚落・人所守護林中」とされ(「波陀聚落」の「波陀」が‘Bhaddasāla’の‘Bhadda’に対応して「半闍国」がパーリレツヤカに対応すると見るべきか)、所在がはっきりしない。

[8-6] ここで“Vinaya”の‘Pācīnavamsadāya’と『中阿含經』の「般那蔓闍寺林」がチェーティ国内の地であることに注意しなければならない。そのことを示す資料としては以下のものがある。AN. 008-003-030 ‘Anuruddha-s.’ (vol.IV p.228)ではバツガ国のスンスマーラギラにおられた釈尊がチェーティのパーチーナヴァンサダーヤにいたアヌルッダのところに来る。これに対応する『中阿含經』074「八念經」(大正01 p.540下)も同様であり、因みにパーチーナヴァンサダーヤは「水渚林」と訳されている。『中阿含經』073「天經」(大正01 p.539中)では釈尊が「枝提瘦・水渚林」で比丘に説法されている。『雑阿含經』035(大正02 p.008上)では釈尊が「支提・竹林精舎」で阿菟律陀、難提、金毘羅に説法されている。『雑阿含經』082(大正02 p.021上)でも釈尊が「支提・竹林

精舎」で比丘たちに説法される。この「竹林精舎」は‘Pācīnavamsadāya’の‘vamsadāya’に対応する訳語である。

釈尊がコーサンビーからパーチーナヴァンサダーヤを経てパーリレツヤカに向かうという“Vinaya”の記述からすれば、パーリレツヤカはチェーティ国内にあったと考えられる。ただし『中阿含経』では釈尊が拘舎弥から護寺林を経て般那蔓闍寺林に至っているのが、護寺林（ラッキタヴァナサンダ）のあったパーリレツヤカはパーチーナヴァンサダーヤよりもコーサンビーに近かったことになる。

またチェーティ国とコーサンビーとは隣接していたようであり、“Vinaya” ‘Pācittiya 051’ (vol. IV p.108) では釈尊がチェーティ国のバツダヴァティカー (Bhaddavatikā) からコーサンビーに遊行されている。これはサーガタ (Sāgata) 比丘に因んで釈尊が「飲酒戒」を制定された時のことであるが、『四分律』「单提051」(大正22 p.671中)、『五分律』「墮057」(大正22 p.059下)にも同様の記述がある<sup>(1)</sup>。

以上からパーリレツヤカはチェーティにあったとしてもコーサンビーから遠くない所であったと結論できる。

- (1) 『十誦律』「波夜提079」(大正23 p.120中)はこの因縁の舞台を「支提国・跋陀羅婆提邑」とし、『僧祇律』「单提066」(大正22 p.386下)は「拘睺弥国」とするが、両者に釈尊の移動はない。

[8-7] 諸律の「コーサンビー鍵度」に言及した際に触れていなかった『十誦律』に言及すると、『十誦律』「俱舎彌法」(大正23 p.215下)では釈尊は俱舎弥(コーサンビー)で比丘衆に破僧が起こった後に支提国に行ってそれから舎衛国に赴いており、ここにはパーリレツヤカに対応する地が見出されない。

しかしこの『十誦律』の記述が結局は“Vinaya”の記述と同じことを述べていることになることは、これまでの吟味から明らかであろう。

[8-8] 年次を示す雨安居地伝承を比較すると、パーリの伝承が「パーリレツヤカ」をおく第10年に『僧伽羅刹所集経』が「枝提山」を挙げている。回数のみを示す伝承では『八大霊塔名号経』の「寶塔山」とプトンの‘mchod rten ri’ (Caitya山)がこの「枝提山」に対応する。望月氏が『僧伽羅刹所集経』の「枝提山」について「支提(チェーティ)国の一山を指すのかも知れぬ」と言われるように‘cetiya’に関わるこれらの地名をチェーティ(Ceti)国と考えれば、雨安居地をパーリレツヤカとする伝承とチェーティ国とする伝承が根を等しくすることが推測できる。

[8-9] 年次を示す雨安居地伝承が第9年に「コーサンビー」をおき、第10年に「パーリレツヤカ」もしくは「枝提山」をおくのは、コーサンビーの破僧の後に釈尊が独りになることを望んでチェーティ国内にあったパーリレツヤカに滞在されたといった伝承が意識されたものであろうと推測される。しかしながら既に述べたように原始仏教聖典の中に破僧との関連で雨安居に言及するものは皆無である。

#### [9] Nālā brāhmaṇagāma

原始仏教聖典中には釈尊がここで雨安居を過ごされたという記述がない。よって【4】において検討する。

#### [10] Verañjā

年次を示す雨安居地伝承は、『僧伽羅刹所集経』を除いて第12年目の雨安居をヴェーランジャーとする。『僧伽羅刹所集経』が挙げる「摩伽陀閑居処」は、マガダ国内であるに違いないが何処と限定することができない。回数のみを示す伝承では『八大霊塔名号経』が「吠蘭帝」を挙げている。プトンのものは明確ではない。

[10-1] 釈尊がヴェーランジャーで雨安居を過ごされたとする原始仏教聖典中の記述は、既に【2】の[12]において紹介したように、釈尊があるバラモンの請を受けてヴェーランジャーで雨安居に入ったものの施主であるバラモンがそれを忘れてしまったために馬麦を食されることになってしまったという一種の伝承しかないため、ヴェーランジャーにおいて釈尊が雨安居を過ごされたという伝承がこれに基づいていることは疑い得ない。しかし第12年におかれる根拠は不明である。

[10-2] 仮にこれを第12年に位置づけると“Vinaya” ‘Pārājika 001’ (vol.III p.001) と『四分律』「波羅夷001」(大正22 p.568下)と『五分律』「波羅夷001」(大正22 p.001上)ではこのヴェーランジャーにおける雨安居が釈尊の最初の制戒の時期と関係しており、もしもこの第12年という数字を信じるならば、釈尊の成道後第12年以降に最初の戒、すなわち第1波羅夷(姪戒)が定められたことになる<sup>(1)</sup>。

(1) ただし『僧祇律』(大正22 p.231下)によれば第1波羅夷の制定は「成道五年冬分第五半月十二日」になされた。

[10-3] なお『十誦律』と『根本有部律』はこのヴェーランジャーでの雨安居を最初の制戒と関連付けていないが、『根本有部律』「波羅市迦001」(大正23 p.628上)には「爾時薄伽梵、初の證覚従り十二年中に於いて、諸声聞弟子に過失有ること無し。未だ疱瘡を生ぜず」とあり、「十三年に至って」第1波羅夷制定の因縁となる粗陣那・羯闍鐸子の事件が起きたとされている。

しかしこれは『根本有部律』だけに関わる問題であるので、このことについては次回の論考において詳しく見る予定である。

#### [11] Cāliyapabbata

原始仏教聖典中には釈尊がここで雨安居を過ごされたという記述がない。よって【4】において検討する。

#### [12] Jetavana

まず祇園精舎に限定せずに舎衛城での雨安居の回数を示せば、パーリの年次を示す雨安居地伝承も回数は25回であり、回数のみを示す“Dhammapada-aṭṭhakathā”の伝承と一致している。Bigandetは最も多く見積もった場合26回になって1回多いが、これは第20年を王舎城ではなく祇園精舎にしているためである。『八大霊塔名号経』とプトンは23回とし、『僧伽羅刹所集経』が一番少なく20回である。なお舎衛城についてのみの言及であるが『分別功德論』(大正25 p.033中)に「佛、舎衛に在って二十五年を経るを以って、諸國に在るに比して最久なり」という記述が見え、また『法顕伝』(大正51 p.860下)には「法顯

と道整は初めて祇園精舎に到り、昔世尊が此に住すること二十五年なるを念い……」とある。法頭は祇園精舎に舎衛城を代表させているのであろう。

祇園精舎に限定すれば、パーリの年次を示す伝承はそれを第14年目と第21～44年においている。第21年以降については祇園精舎か東園鹿子母講堂のどちらかとするので祇園精舎に限定した正確な回数はわからない。しかし祇園精舎において19回とする“Dhammapada-aṭṭhakathā”の伝承によれば、祇園精舎における雨安居は第14年に1回、そして第21年から第44年の間に18回であることになる。

『僧伽羅利所集経』では第14年に「祇樹給孤独園」で1回、そして第26～44年に「舎衛国」で19回とされ、祇園精舎に限った正確な回数は不明である。“Dhammapada-aṭṭhakathā”を除いて、回数のみを示す伝承はみな舎衛城の雨安居の回数を伝え、祇園精舎に限った回数を示していない。

雨安居地伝承が最も多くの回数を数えるだけに、原始仏教聖典中の祇園精舎での雨安居について記す資料は他のものに比べてはるかに多い<sup>(1)</sup>。

- (1) しかし『大智度論』（大正25 p.077下）によれば、釈尊は舎衛城よりも王舎城に多く住していた。「生身」を生んだ故郷に近い舎衛国よりも、そこで「法身」を成就したマガダ国の方が勝れていることと、精舎の数が王舎城の方が多かったこと等を理由に挙げている。このような伝承も古くに存在していたのであろうか。

[12-1] 年次を示す伝承は、釈尊が初めて祇園精舎で雨安居を過ごされたのが第14年目であることを示している。

諸律の「臥坐具犍度」（【2】 - [4-1] に紹介した資料の中の16) と55) と56) と62) ) に、釈尊が給孤独長者から舎衛城で雨安居を過されるよう懇願された時のことが記されている。“Vinaya” ‘Senāsanakkhandhaka’ (vol. II p.154) によれば、舎衛城から来ていた給孤独長者が王舎城のシータ林で釈尊に会い、優婆塞になって翌日の食事に仏と僧を招き、舎衛城において雨安居を過ごされるよう釈尊に願い出る。給孤独は舎衛城に帰ってジェータ太子から園林を譲ってもらうために尽力した末に祇園精舎を建立する。釈尊はヴェーサーリーに遊行され、随意の間滞在された後に舎衛城にやってきて祇園精舎に至る。給孤独は仏と僧を食事に招き、釈尊の指示に従って祇園精舎を四方僧伽に布施する。

他にも『五分律』「臥具法」（大正22 p.166下）と『十誦律』「臥具法」（大正23 p.243下）の中に、給孤独が王舎城で初めて釈尊に会って舎衛城での雨安居に招いた時のことが記されており、経では『中阿含経』028「教化病経」（大正01 p.458上）に、給孤独の回想場面ではあるが同様のことが伝えられている。

給孤独の雨安居の招きを受けて釈尊が祇園精舎に赴かれたのであれば、当然その目的は祇園精舎で雨安居を過ごすことにあり、釈尊は初めて祇園精舎にやってきて精舎が四方僧伽に布施された時に雨安居を過ごされたと考えるのが理に適うように思われる。仮に雨安居地伝承に従ってそれが第14年のことであったとすると、祇園精舎が完成したのもその頃であり、釈尊がそれ以前に舎衛城に赴かれたことはなかったと考えられる。そして釈尊と給孤独の出会いは長くてその数年前、釈尊の成道後10～13年頃になろう。しかし次の『四分律』「房舎犍度」（大正22 p.938中）の記述はこの推測を支持しない。

『四分律』では、釈尊は王舎城・竹林園で舎衛国から来ていた居士の須達多に会い、須達

多は釈尊に「夏安居九十日」を舍衛国で過ごされるようお願い出る。しかしながら釈尊は「既に瓶沙王の請を受けてしまった」と言って断る。須達多が次の年の夏安居を願うと、釈尊は「次の年も瓶沙王の請を受けてしまった」と答える。最後に須達多が「後年」と言って願うと、釈尊は「精舎があれば」という条件で懇願を受け入れる。須達多は釈尊と僧伽を翌日の食事に招き、それを終えると舍衛国に帰って精舎を建立する。釈尊は「毘舍離従り人間を遊行し跋闍國を経て舍衛国に至る」。

釈尊と須達多の出会いはこの『四分律』の伝承によれば、釈尊が少なくとも2回連続で王舎城で雨安居された頃のことである。雨安居地伝承は2回乃至3回連続の雨安居を第2～4年と第17年以降（パーリの伝承では第19年と第20年、『僧伽羅刹所集経』では第17年と第18年）におく。釈尊の祇園精舎における最初の雨安居を第14年と仮定すれば、須達多が王舎城で釈尊を雨安居に招いたのは第2年もしくは第3年になり、10年以上の間約束が果たされなかったことになってしまう<sup>(1)</sup>。

しかしながら『四分律』を除く“Vinaya” ‘Senāsanakkhandhaka’ などの上に挙げた伝承は釈尊と給孤独の出会いの場を王舎城とはするが、釈尊がピンピサーラ王から雨安居に招かれているという言及がないため、『四分律』における以上のような問題はまったく存在しない。

- (1) あるいは第14年を無視すれば『四分律』の伝承は釈尊の祇園精舎における最初の雨安居を第21年とするものであったとも考えられる。パーリの伝承では第19年と第20年の王舎城における雨安居につづいて、釈尊は第21年以降舍衛城で雨安居される。ただし『僧伽羅刹所集経』では第17年と第18年の王舎城における雨安居から7年後の第26年まで舍衛国における雨安居はない。

[12-2] また他の伝承には同じ場面を描きつつ、給孤独が雨安居に言及せずに釈尊を舍衛城に招くものがある。

『根本有部律破僧事』（大正24 p.138中）では給孤独は釈尊に「唯願世尊。而受我請詣室羅筏城。受我供養。乃至尽形。及苾芻僧伽四事供養」と願い出ている。舍衛城に来てくれるようお願いするのであって雨安居を過ごして欲しいとは言っていない。問題が微妙であるので一応梵本<sup>(1)</sup>を参照すると、‘āgacchatu bhagavān śrāvastīm; ahaṃ bhagavantam upasthāsyāmi yāvajjīvaṃ cīvarapiṇḍapātāglānapratyayabhaiṣajyapariṣkāraiḥ sārđham bhikṣusaṅghena .....’ 「世尊がどうか舍衛城においでくださいますように。私は生きている限り、世尊と比丘僧伽を衣・食事・病に応じた薬・資具によって供養いたします」とあってやはり雨安居には言及していない。

同様に、経では『雜阿含経』592（大正02 p.157中）と『別訳雜阿含経』186（大正02 p.440中）において、給孤独が雨安居に言及することなく終身供養を申し出て釈尊を舍衛城に招いている。

因みに『僧祇律』「雜誦跋渠法」（大正22 p.415中）においては阿那邠坻（給孤独）が「唯願世尊哀受我請」と願うのみで何を請うているのかわからない。

給孤独が釈尊を雨安居に招いたのでなければ、釈尊が最初に祇園精舎に訪れた時に雨安居を過ごされたとする必然性はなく、例えば最初の祇園精舎訪問は雨期をまたがない短期のものであったとも考えられる。その場合第14年は祇園精舎の建立年を意味せず、またそれ以前

に釈尊が祇園精舎を訪れた可能性も否定できない。

(1) *The Gilgit Manuscript of the Saṅghabhedavastu, Being the 17th and Last Section of the Vinaya of the Mūlasarvāstivādin*, ed. by Raniero Gnoli, part I, Roma, 1977, p.170.

[12-3] ここで後世のパーリの注釈文献にも少し言及しておく、**“Jātaka-aṭṭhakathā”** の **‘Nidānakathā’** (vol. I p.092) に、給孤独が王舎城で釈尊に会って預流果を得て翌日の食事に仏・僧を招き、「舎衛城に来て下さるよう師（釈尊）の承認を得てから **‘sāvathim āgamanatthāya satthu paṭiññaṃ gahetvā’**」舎衛城に帰って祇園精舎を建立することが記述されている。

**‘Nidānakathā’** のこの部分は全体的には**“Vinaya”** の記述の概略のような感を受けるが、**“Vinaya”** では雨安居に招いているのに対し、ここでは舎衛城を訪れることだけが問題になっており、その点で『根本有部律』等と一致している。

[12-4] 整理すると給孤独が釈尊と王舎城で会うことは諸伝一致し、そこで給孤独が釈尊を雨安居に招いたとする資料が**“Vinaya”**、『四分律』、『五分律』、『十誦律』、『中阿含経』028であり、これらの資料にしたがえば釈尊の祇園精舎での最初の雨安居は祇園精舎が建立された頃であったと考えられる。ただし雨安居地伝承にしたがった場合、『四分律』のみは釈尊と給孤独の出会いの時期が限定されて問題を生じる。給孤独が終身供養を申し出て雨安居に言及しないのが『根本有部律』、『雜阿含経』592、『別訳雜阿含経』186である。これらにしたがえば釈尊の祇園精舎における最初の雨安居よりも以前に祇園精舎が建立されていた可能性がある。『僧祇律』は不明である。

しかしながら給孤独が終身供養のために釈尊に舎衛城訪問を願う場合でも、雨安居に言及がないとは言え、舎衛城で雨安居を過ごすことを含意していると解釈することは十分に可能である。雨安居への言及の有無にかかわらず、意味するところは同じであるかもしれない。

また雨安居地伝承が釈尊の祇園精舎における最初の雨安居を第14年とする根拠は、上記の資料の何れにも見出すことができない。

### [13] Kapilavatthu

『僧伽羅刹所集経』を除く全ての雨安居地伝承はカピラヴァットゥでの雨安居を1回だけとし、『僧伽羅刹所集経』は2回を数える。パーリの伝承は第15年におき、『僧伽羅刹所集経』は第15年と第16年におく。

既に【2】の[8-3]において紹介した原始仏教聖典中の資料は1回だけの雨安居の記事にしては数が多い。また雨安居地伝承は、原始仏教聖典中に見られるカピラヴァットゥ以外の釈迦族の村での雨安居を全く反映していない。

### [14] Ālavī

原始仏教聖典中には釈尊がここで雨安居を過ごされたという記述がない。よって【4】において検討する。

### [15] Pubbārāma Migāramātupāsāda

Bigandetだけこの地での雨安居を記さない。パーリの伝承は釈尊が第21年以降第44年ま

で祇園精舎かこの東園鹿子母講堂のどちらかで雨安居を過ごされたとする。“Dhammapada-aṭṭhakathā”によれば東園鹿子母講堂での雨安居は6回である。『僧伽羅刹所集経』及び回数のみを示す雨安居地伝承は「舎衛国」に祇園精舎と東園鹿子母講堂を含めていると考えられる。

6回という数字からすれば、多くの原始仏教聖典資料がここでの雨安居を伝えているのではないかと予想されるが、【2】の[4-2]に紹介したように2件と数少なく、しかもこの2件のSN.008-007 (vol. I p.190)と『増一阿含経』032-005 (大正02 p.676中)は同一の内容を伝えていて対応関係にあり、原始仏教聖典中に東園鹿子母講堂については1回の雨安居の記事しか存在しないことになる。

#### [16] Beluvagāma

パーリのアッタカターは第45年の雨安居地に言及しないが、釈尊最後の雨安居地がヴェーサーリーの近郊の竹林村であったことは諸涅槃経の記述の一致するところであるので、パーリのアッタカターも当然それは踏まえていたと推測される。釈尊の最後の雨安居について言及する資料は【2】の[10-2]に紹介しておいた。